中南米	クリチバ	560,000	543,000	510,300	455,800	401,300	346,900	303,300	281,500	259,700	237,900
	サンパウロ	600,000	561,000	527,200	470,800	414,500	358,100	313,000	290,500	267,900	245,400
	マナウス	630,000	617,800	584,800	529,800	474,800	419,900	375,900	353,900	331,900	309,900
	リオデジャネイロ	640,000	595,300	561,200	504,400	447,600	390,800	345,400	322,600	299,900	277,200
	レシフェ	580,000	560,400	528,500	475,300	422,100	369,000	326,400	305,200	283,900	262,700
	レオン	550,000	534,400	502,300	448,700	395,100	341,500	298,700	277,200	255,800	234,400
欧州	エディンバラ	640,000	622,400	583,500	518,700	453,900	389,000	337,200	311,200	285,300	259,400
	サンクトペテルブルク	550,000	532,400	500,400	447,000	393,600	340,300	297,600	276,200	254,900	233,500
中東	ドバイ	690,000	670,300	628,400	558,600	488,800	419,000	363,100	335,200	307,200	279,300
	ジッダ	730,000	710,400	671,600	607,000	542,400	477,800	426,100	400,200	374,400	348,500

三　政府代表部

地域	所在地	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	円 580,000	円 560,000	円 520,000	円 500,000	円 470,000	円 420,000	円 370,000	円 320,000	円 280,000	円 260,000	円 240,000	円 220,000
北米	ニューヨーク（国際連合）	960,000	810,000	755,100	724,900	679,600	604,100	528,600	453,100	392,700	362,500	332,300	302,100
	モントリオール（国際民間航空機関）	650,000	630,000	589,000	565,400	530,100	471,200	412,300	353,400	306,300	282,700	259,200	235,600
欧州	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	1,090,000	920,000	858,400	824,000	772,500	686,700	600,900	515,000	446,400	412,000	377,700	343,400
	（軍縮会議）	960,000	920,000	858,400	824,000	772,500	686,700	600,900	515,000	446,400	412,000	377,700	343,400

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第三項及び第四項並びに附則別表の規定は、令和四年四月一日から適用する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　林

独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十六号

独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第四十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の二項を加える。

3　第一項に規定する場合（国民年金法第九条第一号に該当するに至ったことによる場合及び同法第八十九条第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたことによる場合を除く。以下この項において「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該被保険者が還付発生の場合には第一項の規定による還付を受けることを希望する旨の申出をしていたときは、当該者が同項の請求をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

4　前項の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

附　則

この政令は、令和六年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　野村　哲郎